

■ 返戻金制度について

当金庫からの紹介によって採用された人材が入社後 6 か月以内に、本人都合の退職した場合または本人の責により解雇された場合には、下記の金額を返還いたします。

返還の請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末までとさせていただきます。

入社日より起算して 1 ヶ月以内に、 本人の責めに帰すべき事情により退職または解雇に至った場合	紹介手数料の 80%
入社日より起算して 3 ヶ月以内に、 本人の責めに帰すべき事情により退職または解雇に至った場合	紹介手数料の 50%
入社日より起算して 6 ヶ月以内に、 本人の責めに帰すべき事情により退職または解雇に至った場合	紹介手数料の 10%

※本人の責めに帰すべき事情による退職に該当する場合の具体例

労働契約法第 16 条および第 17 条に定める解雇事由が明白に認められる、懲戒解雇、諭旨解雇または普通解雇（ただし、整理解雇その他会社都合による普通解雇を除く）に該当する場合、ならびに、本人の自己都合による退職の場合等。

※本人の責めに帰すべき事情による退職に該当しない場合の具体例

企業の破産、会社更生手続、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等を理由とする退職、応募者のポジションの廃止または変更等に起因する退職、企業による本人に対する処遇その他の労働条件が、採用決定時の雇用契約内容と異なる場合、または労働基準法その他の法令違反に起因する退職の場合等。

紹介手数料のうち未受領額がある場合には、前項に定める返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、企業は当該残高を支払うものとします。

企業は当金庫に対して、本人が退職した日の翌月末日までに返還請求を行うものとし、翌々月 1 日以降は、理由の如何を問わず、返還請求を一切行わないものとします。

